

サンプスギ林総合対策事業補助金交付要綱

最終改正：令和5年6月13日

(趣旨)

第1条 千葉県知事（以下「知事」という。）は、スギ非赤枯性溝腐病等による病害を受けた森林のうち、公益的機能の回復及び被害拡大の未然防止のため緊急に整備すべき森林の再生及び再生によって生産される木材の利用を推進するため、サンプスギ林総合対策事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において、森林環境保全整備事業実施要綱（平成14年3月29日付け13林整整第882号農林水産事務次官依命通知）、森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、森林環境保全整備事業実施要領の運用（平成14年12月26日14林整整第580号林野庁森林整備部整備課長通知）、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）、林業関係事業補助金交付要綱、千葉県森林整備事業実施要綱、千葉県森林整備事業実施要領及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(事務の委任)

第2条 千葉県事務委任規則（昭和31年千葉県規則第33号）第11条第4号の規定により林業事務所の長（以下「所長」という。）に委任する事務については、本要綱のとおりとする。

(事業の区分及び内容)

第3条 補助事業の対象となる事業の区分、内容、補助事業者、事業主体、補助対象経費及び補助率は、次のとおりとする。

一 事業の区分及び内容

(1) 被害森林の再生

ア スギ非赤枯性溝腐病等による病害を受けた森林における被害木の伐倒、搬出

イ スギ非赤枯性溝腐病等による病害を受けた森林における伐採跡地の植栽

(2) 被害木の運搬

被害森林の再生によって伐倒、搬出した被害木を利用するため、被害木の運搬を行う。

二 補助事業者

市町村

三 事業主体

事業の実施主体（以下「事業主体」という。）は、次のとおり定める。なお、自ら所有する森林で実施する場合でなく、かつ、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結して事業を実施する場合に限る。また、森林経営計画策定者の場合は、当該者が策定した計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。

(1) 森林組合等

森林組合、生産森林組合、森林組合連合会をいう。

(2) 森林整備法人等

森林整備法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）

第2条第1号に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方

公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているもの。)をいう。

- (3) 森林経営計画策定者
森林経営計画の認定を受けた者をいう。
- (4) 特定非営利活動法人等
森林法施行令(昭和26年政令第276号)第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等をいう。
- (5) 民間事業者
森林経営管理法(平成30年法律第35号)第36条第2項の規定により県が公表した民間事業者をいう。

四 補助対象経費

補助事業者が第一号の事業を行う事業主体に対し、補助を行う経費とする。

五 補助率

- (1) 第一号の(1)の事業のうち、アは補助対象経費の4/10以内、イは補助対象経費の1/10以内とする。ただし、アの事業については、県の補助率とは別に、市町村が事業費の1/10以上を補助する場合に限る。
- (2) 第一号の(2)の事業は、補助対象経費の4/10以内とする。

(申請)

第4条 補助事業者が、規則第3条の規定により補助金の交付の申請をしようとするときは、所長の定める期日までに、サンプスギ林総合対策事業補助金交付申請書(別記第1号様式。以下「申請書」という。)1部を所長に提出しなければならない。

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により附する条件は、次のとおりとする。

- 一 補助事業に要する経費の配分の変更(第7条に掲げる軽微な変更を除く)又は補助事業の中止・廃止をする場合は、第4条の規定により申請書を提出した所長の承認を受けること。
- 二 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに所長に報告しその指示を受けること。
- 三 補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年以内(市町村と森林所有者等による協定(本事業による補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算しておおむね10年間は皆伐を行わない旨を定める協定をいう。)に基づき実施する場合にあっては、補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算しておおむね10年を経過するまでの間)に当該補助事業の施行地を森林以外の目的に転用(補助事業の施行地を売り渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。)する場合は、あらかじめ所長にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。

ただし、公用、公共用及び天災地変その他やむを得ない事由のため前記によりがたい場合は、所長に協議することができる。

四 補助事業に係る証拠書類を、事業の終了の翌年度の初日から起算して5年間(市町村と森林所有者等による協定(本事業による補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算しておおむね

10 年間は皆伐を行わない旨を定める協定をいう。)に基づき実施する場合はおおむね 10 年間保存すること。

(承認申請)

第 6 条 補助事業者は前条第一号の規定により承認を受けようとするときは、サンプスギ林総合対策事業変更(中止・廃止)承認申請書(別記第 2 号様式)1 部を所長に提出しなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第 7 条 第 5 条第一号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。ただし、増額により総事業費が交付決定額を超える場合はこの限りではない。

- 一 総事業費の 30%を超える増減。

(実績報告)

第 8 条 補助事業者は、規則第 12 条の規定により実績報告をしようとするときは、原則として補助事業の完了の日から起算して 20 日を経過した日又は補助金の交付の決定に関わる年度の 3 月 15 日のいずれか早い期日までに、サンプスギ林総合対策事業補助金実績報告書(別記第 3 号様式)1 部を所長に提出しなければならない。

(交付の請求)

第 9 条 補助事業者は、規則第 15 条の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、サンプスギ林総合対策事業補助金交付請求書(別記第 4 号様式)を所長に提出しなければならない。なお、押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記すること。

(概算払の請求)

第 10 条 補助事業者は、規則第 16 条第 2 項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、サンプスギ林総合対策事業補助金概算払請求書(別記第 5 号様式)1 部を所長に提出しなければならない。なお、押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記すること。

(その他)

第 11 条 補助事業の実施については、本要綱に定めるもののほか、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年 6 月 13 日から施行し、令和元年度の予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱の施行に伴い、サンプスギ林再生・資源循環促進事業補助金交付要綱(平成 25 年 7 月 30 日)は廃止する。
- 3 この要綱は、令和 2 年度の予算に係る補助金から適用する。
- 4 この要綱は、令和 3 年度の予算に係る補助金から適用する。
- 5 この要綱は、令和 4 年 1 月 26 日以降の令和 4 年度の予算に係る補助金から適用する。
- 6 この要綱は、令和 5 年度の予算に係る補助金から適用する。

年度サンプスギ林総合対策事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

〇〇林業事務所長 様

住 所（所在地）
名称及び代表者名

年度において、下記のとおりサンプスギ林総合対策事業を実施したいので、千葉県補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて補助金円の交付を申請します。

記

- 1 補助事業の目的
- 2 補助事業の内容及び経費
（別紙1の1のとおり）
- 3 事業費の負担区分
（別紙1の2のとおり）
- 4 事業完了予定年月日 年 月 日
- 5 収支予算
（別紙1の3のとおり）
- 6 添付書類
 - (1) 位置図（縮尺5万分の1の地形図又は適宜の管内図に施行地の位置とその番号を記したもの）
 - (2) 年度サンプスギ林総合対策事業施行地内訳表（別紙2）
 - (3) 予算書抜粋

年度サンブスギ林総合対策事業変更（中止・廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

〇〇林業事務所長 様

住 所（所在地）
名称及び代表者名

年 月 日付け 指令第 号 をもって交付決定の
あったサンブスギ林総合対策事業補助金交付申請書の内容を下記のとおり変更
（中止・廃止）したいので、千葉県補助金等交付規則第5条の規定により申請します。

記

1 変更（中止・廃止）の理由

2 補助金額 変更前の額 円

変更後の額 円

差引（追加、減額）申請額 円

3 変更の内容 別紙のとおり

4 その他（所長が必要と認める書類）

（注）変更前及び変更後の事業の内容及び経費の配分を比較対照できるよう補助金交付申請書の様式により変更前を上段にカッコ書き、変更後を下段に裸書きの2段書きとすること。

年度サンプスギ林総合対策事業補助金実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇林業事務所長 様

住 所（所在地）
名称及び代表者名

年 月 日付け 指令第 号 をもって交付決定の
あったサンプスギ林総合対策事業を下記のとおり実施したので、千葉県補助金等交付規則
第12条の規定により報告します。

記

- 1 補助事業の内容及び経費
（別紙1の1のとおり）
- 2 事業費の負担区分
（別紙1の2のとおり）
- 3 事業完了年月日 年 月 日
- 4 収支精算
（別紙1の3のとおり）
- 5 添付書類
 - (1) 位置図（縮尺5万分の1の地形図又は適宜の管内図に施行地の位置とその番号を記したもの）
 - (2) 施業図
 - (3) 被害木の運搬に係る写真、検知野帳、納品書の写し等の運搬の確認ができる資料
 - (4) 年度サンプスギ林総合対策事業施行地内訳表（別紙2）
 - (5) 現場労働者に係る社会保険等の加入状況調査表（別紙3）
 - (6) 搬出材積集計表

注1 5の(3)は被害木の運搬を実施した場合に添付すること。

注2 5の(5)は間接費を加算した場合に添付すること。

注3 5の(6)は搬出集積を伴う伐倒、搬出を実施した場合に添付すること。

年度サンプスギ林総合対策事業補助金交付請求書

番 号
年 月 日

〇〇林業事務所長 様

住 所（所在地）
名称及び代表者名

年 月 日付け 達第 号 で額の確定のあった
サンプスギ林総合対策事業補助金を、千葉県補助金等交付規則第15条の規定により下記の
とおり請求します。

記

金 円

振 込 先	金融機関・店舗名		預金種目	口座番号
	銀行 支店		1 普通 2 当座	
	口 座 名 義 人 (カナ)			

本件責任者	担当者
役 職	役 職
氏 名	氏 名
連絡先	連絡先

※押印を省略する場合は、破線部に本件責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記載すること。

年度サンプスギ林総合対策事業補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

〇〇林業事務所長 様

住 所（所在地）
名称及び代表者名

年 月 日付け 指令第 号 をもって交付決定の
あったサンプスギ林総合対策事業補助金を、千葉県補助金等交付規則第16条第2項の
規定により下記のとおり概算払されるよう請求します。

記

金 円

振 込 先	金融機関・店舗名		預金種目	口座番号
	銀行	支店	1 普通 2 当座	
	口 座 名義人 (カナ)			

本件責任者	担当者
役 職	役 職
氏 名	氏 名
連絡先	連絡先

※ 押印を省略する場合は、破線部に本件責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記載すること。

別紙1

1 補助事業の内容及び経費

事業区分	事業内容	事業量	事業費
被害森林の再生	被害木の伐倒、搬出	ha	円
	跡地の植栽	ha	円
被害木の運搬	運搬	m ³	円
事業費計			円

2 事業費の負担区分

事業費	負担区分		
	県補助金	市町村	
円	円	円	円

3 収支予算(精算)

(1) 収入

区分	予算(精算)額	摘要
県補助金	円	
(市町村)負担金	円	
計	円	

(2) 支出

区分	予算(精算)額	摘要
サンブスギ林総合対策事業	円	
計	円	

4 事業実施(予定)期間 年 月 日から 年 月 日まで

1 被害森林の再生

(1) 被害木の伐倒、搬出

No	施行地所在		林班 準林班	林 齢	事業実施 主体	雇 用 の 有 無	事業量		事業費 (円)	県補助金 (円)	市町村 補助金 (円)	伐採跡地の 植栽 予定年月	森林所有者 氏名	森林所有者 電話番号	備考
	大字	地番					施行地面積 (ha)	伐採立木 材積 (m ³)							
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
計															

注1 事業量は小数第2位までを記入すること。端数は切捨てとすること。

注2 備考欄には、根拠となる計画等を記載すること。(森林経営計画の場合はその認定番号も併せて記載すること。)

(2) 跡地の植栽

No	施行地所在		林班 準林班	事業実施主体	施行地面積 (ha)	事業内容	事業費 (円)	県補助金 (円)	森林所有者 氏名	森林所有者 電話番号	備考
	大字	地番									
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
計											

注1 事業内容欄には1ha当たりの植栽本数を記入すること。

注2 備考欄には植栽する樹種を記入すること。

年度サンブスギ林総合対策事業施行地内訳表

事業主体： 市町村

2 被害木の運搬

No	伐採箇所		事業実施 主体	運搬予定(実施)箇所名※	運搬距離 (km)	運搬材積 (m ³)	事業費 (円)	県補助金 (円)	森林所有者 氏名	森林所有者 電話番号	備考
	大字	地番		所在地							
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
合計											

※ 運搬を、予定している（実施した）運搬先を記入すること。

注 運搬材積は10m³未満を切捨てとすること。

別紙3

社会保険等の加入状況調査表

番号	作業者名	加入保険						計	直営 請負	雇用 形態	備考
		労災保険	雇用保険	健康保険	厚生年 金保険	退職金共済制度					
						中小企業退職金共 済制度以外	中小企業退職金 共済制度				
○点	○点	○点	○点	○点	○点						
1											
2											
3											
4											
5											
						合計					
						平均					

社会保険料等加算率

平均点数	加算率
○点以上○点未満	○%
○点以上○点未満	○%
○点以上○点未満	○%
○点以上	○%

※点数及び加算率等は、「森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について」によるものとする。